

研 究

判 例 警 見



田 口 一 郎

○自動車運輸事業の譲渡

(昭和十三年(ホ)第六四〇號
同十四年八月三十一日大審院判決)

「自動車交通事業法第十三條第一項ニ所謂自動車運輸事業ノ譲渡トハ其ノ事業主ガ他ノ者ニ對シ之ヲ移轉スル行爲ヲ指稱シ、該事業ノ終止ヲ來スベキ合法第十五條第六號ニ所謂事業ノ廢止トハ自ラ別個ノ觀念ニ屬スルモノナルコト明

ニシテ、從テ主務大臣ノ爲ス事業譲渡ノ許可ニハ當然ニ事業廢止ノ許可ヲ包含スルモノニ非ザルコト勿論ナリトス」
之は、自動車運輸事業譲渡の許可があつたときは、譲渡人に對する相對的關係に於ては既に免許された事業の廢止の許可を包含すべきものであること條理上當然であつて、讓渡人に付ては自動車交通事業法第十五條第六號に依り事業經營の免許は其の效力を失ふものである。と主張する上告論旨に對して、大審院の與へた答である。

謂ふまでもなく判旨正當である。事業の譲渡は免許権の甲から乙への移轉であり、事業の廢止は免許権の絶對的消滅を來す場合である。如何にも事業の譲渡に於ても譲渡人は免許権を失ふから相對的關係に於ては譲渡人に付て觀れば事業廢止の場合と同じ様な結果を齎することとなるが、之はあくまでも譲渡本來の効果であつて、決して譲渡人に對して法第十五條第六號の適用があるのではない。と同時に事業譲渡の許可中に事業廢止の許可を含むものでないこと勿論である。

要するに事業廢止は（法第十二條）事業者の意思に基く事業經營の廢止であり、事業譲渡（法第十三條）は契約に依る事業經營權の移轉であつて兩者全く別異の觀念に屬し其の混同を許されない。而して法第十五條第六號は法第十二條の規定に依り事業廢止の許可を受けたる場合に付てのみ其の適用を觀るのである。

自動車運輸事業の譲渡が「會社ノ解散ヲ條件若ハ期限トシ從テ譲渡ノ效力發生ト同時ニ會社ノ解散ヲ招來スル場合

ニ於テハ同法（自動車交通事業法）第十五條第七號ノ適用ナキモノト云ハザルヲ得ズ。

何トナレバ、若シ然ラズシテ其ノ適用ヲ見、解散ニ因リ自動車運輸事業經營ノ免許ソノモノガ效力ヲ失ヒ、該事業ノ遂行由ナキニ至ルモノト做ストキハ、解散ヲ條件若ハ期限トシテ爲サル、自動車運輸事業ノ譲渡ハ不能ニ歸シ、同法ガ主務大臣ノ許可ニ因リ該事業ノ譲渡ヲ認メタルト相反スル結果ヲ生ズベケレバナリ。

故ニ同法第十五條第七號ハ單純ニ會社解散シテ尙營業ノ免許ヲ保有スベキ場合ニ適用スルコトヲ目的トシタルモノニ外ナラズト解スルヲ相當トス。」

株式會社が其の營業權全部を一括して他に譲渡するが如きは會社の目的の範圍内でないから之を爲し得ないものである。従つて株主總會に於て斯る決議を爲しても、それは何等の效力を生ずるものでないが、只會社解散を條件又は期限として同時に其の營業權全部の譲渡を爲すのは、會社の目的遂行と何等相背馳するところがないから、有效に之

を爲し得るものである。と謂ふ原審判決を攻撃して、本件會社の有する營業權は自動車交通專業法第四條に依り主務大臣の免許に依つて得たものであつて、此の自動車運輸專業經營の免許は同法第十五條第七號に依り、事業を營む會社解散したるときは其の效力を失ふものであるから、解散を條件又は期限として同時に其の營業權の讓渡を爲さうとしても、條件又は期限到來の瞬間即ち營業讓渡の瞬間、會社も亦解散する結果、營業權は消滅に歸することとなる。果して然りとするならば、同時又は瞬間には時間的に前後の差異なく、従つて營業權讓渡と解散と又は營業權讓渡と營業權消滅とは共に同時に發生するの現象を生ずるに至り、結局解散を條件又は期限とする營業權の讓渡は、自動車交通專業法上に於ては之を爲すことを得ない結果に陥るべきものである。と主張する上告論旨に對する判旨が右に掲げたところのものである。

上告論旨はなか／＼巧妙なロジックを以て原審判旨を突いてはゐるが、所詮は反對の爲の立論であつて到底正當に

自動車交通專業法の精神を把握するものと謂ふことは出來ない。法第十五條第七號が事業を營む會社解散した場合に免許が效力を失ふ旨を規定したのは、會社が解散すれば本來の目的に於ける活動範圍を縮小され、清算の目的の範圍内に於てのみ存在することとなるのであるから、事業經營の免許を與へた目的が失はれるに至り、従つて斯る場合に猶免許權を存續せしむるのは適當でないと認めたと因るものと觀ねばならない。

されば、自動車運輸專業の讓渡が會社の解散を條件又は期限とする場合に於ては免許權が讓受人に移轉し、解散した會社は免許權を保有せざることを目的とするものであるから、斯る讓渡及解散決議に付法第十三條に依り主務大臣が許可及認可を與へ得るものである以上斯る場合に於ては法第十三條は法第十五條第七號の適用を排除するものと解さねばならない。

又自動車運輸專業を營む會社が解散して免許權を失ふと共に他方其の會社が有したると同一路線に於ての事業經營

の免許を他の者に與ふることが適法であると同様、其の會社が解散を條件又は期限として事業を右の者に譲渡することとを主務大臣が法第十三條に依り許可することも亦適法であらねばならないし、行政手續の簡易化の上からしても斯ることが望ましいものと謂ふべきである。

斯く考へるならば法十五條第七號が在る爲に、會社の解散を條件又は期限とする事業の譲渡が法第十三條中に之を包含し得ないと解することは全く本末顛倒の論と謂はざるを得ない。大審院が法第十五號第七號は單純に會社解散して尙營業の免許を保有すべき場合に適用することを目的としたものであると判示してゐるのは尤もである。

本件に於て更に上告論旨が、自動車交通專業法第十三條第一項に依り主務大臣の許可を受けなければ事業の譲渡を爲し得ない場合に於て、營業權譲渡の權能は主務大臣の許可に因つて發生するものであつて直接株主總會の決議に因り生ずるものでない、即ち譲渡決議は譲渡の有効條件でなく單に譲渡許可の申請に關する形式的要件に過ぎない。と

述べたのに對して判示する處は左の通りである。

「株式會社が免許ヲ得タル事業ヲ主務大臣ノ許可ヲ得テ譲渡スル場合ニ於テモ、該許可ハ譲渡ガ其ノ效力ヲ生ズル爲ノ條件タルニ止マルモノナレバ其ノ譲渡ニ付更ニ解散ヲ條件又ハ期限トスベキ關繫アリテ株主總會ノ決議ヲ要スルトキハ、該決議ハ即チ譲渡ノ效力要件ヲナスモノニシテ所論ノ如ク單ニ譲渡許可申請ニ關スル形式要件ニ過ギザルモノト解スベキニ非ズ」。

上告論旨稍々明瞭を缺くものがあるけれども、主務大臣の許可を申請する場合に於ては譲渡意思決定たる決議は形式上存在しさえすればよいので、其の意思決定が眞に有效なものであるに及ばない、と謂ふ意味であるならば其の誤れること勿論である。主務大臣の許可は、事業の契約に基く移轉の效力發生條件であること法第十三條の法文上疑ひの餘地なく、従つて其の許可を受くる爲には眞正適法なる譲渡の意思決定を基礎とする契約の存在してゐることを前提とするものと謂はねばなるまい。

以上述べた本件事案の本筋は、株主總會決議無効確認請求事件であつて、前にも一寸述べた様に原審判決が、凡そ株式會社が其の營業權全部を一括して他に譲渡するが如きは會社の目的の範圍内でないから之を爲し得ないものと謂ふべく、従つて株主總會に於て斯る決議を爲してもそれは無効である。只會社解散を條件又は期限とする場合に於てのみ效力を有するものである。然るに本件決議は營業權讓渡の決議と同時に會社解散の決議を爲したものでなく、單純に營業權全部の一括讓渡を決議したものであること明らかであるから斯る決議は當然無効である。と謂つたのに對して反對を申立てるのであるが、果して營業權全部の一括讓渡が會社の目的の範圍内でないから、解散を條件又は期限とする場合の外は不可能なのであるか。或は又可能であつて一括讓渡の後會社は目的たる事業の成功不能となつて當然解散するのであるかは商法の解釋上議論の存するところである。

けれども、此の點に關して大審院は、株式會社が其ノ營

業權全部ヲ一括シテ他ニ讓渡セムニハ、解散ヲ條件又ハ期限トシテ爲スベキモノナルコト當院判例ノ趣旨トスルトコロニシテ（昭和二年（オ）第一〇五〇號同三年四月七日言渡判決）之ヲ變更スベキ理由ナク、而シテ本件ニ於テハ原審ハ上告會社ノ營業權一括讓渡ニ付テハ會社ノ解散ヲ條件又ハ期限トセザリシモノナルコトヲ認定シ以テ其ノ讓渡ニ關スル總會ノ決議ヲ無効ナリト判定シタルモノナレバ之ヲ違法ト爲スコトヲ得ズ」と謂つてゐる。

そこで右判示に引用されてゐる昭和三年四月七日の判例を一瞥すると、

「原判決ハ本件建物ノ賣買ハ上告會社ガ其ノ營業タル飲料水製造販賣事業ニ失敗シタルノ結果、財産整理ノ爲、會社ノ取締役ガ會社總株主ノ同意ヲ得、訴外武藤終三郎ヲ代理人トシテ之ヲ被上告人古巢藤藏ニ賣却シタル事實ヲ確定シ右賣却ハ會社ノ營業用建物及其ノ附屬什器一切ノ會社財産ヲ一括シテ爲シタルモノナルガ故ニ無効ナリトノ上告人主張ヲ排斥シテ已ニ總株主ノ承諾アル以上ハ、會社ノ全財産

ト雖之ヲ他ニ讓渡シ得ザルノ謂ハレナシト判定シ、之ニ基キ上告人ノ請求ヲ棄却シタリ。

然レドモ株式會社ノ株主ハ個人トシテ會社ノ機關タルモノニアラズ。株主總會ヲ通ジテノミ初メテ會社ノ意見ヲ決定シ得ベキモノナレバ、或一事ニ付總株主ノ同意アルモ、之ヲ以テ直ニ會社ノ意思ナリト云フヲ得ザルモノニシテ、殊ニ飲料水製造販賣ヲ目的トスルガ如キ株式會社ノ建物什器ハ會社ガ其ノ營業ヲ遂行スルニ付必要缺クベカラザルモノナルヲ以テ、會社ガ之等財産ヲ賣却スルニ當リテハ一時之ヲ換價シ、更ニ其ノ資金ヲ以テ必要ナル器具ノ買入若ハ借入ヲ爲シ事業ヲ繼續セントスルガ如キ特別ノ事情アル場合ニアラザル限り、其ノ一切ノ製造用具ヲ擧ゲテ他ニ賣却スルガ如キハ、會社ノ目的タル事業ノ遂行ト矛盾シ、會社ノ解散ヲ條件又ハ期限トシテ爲サル場合ヲ外ニシテハ、株主總會ノ決議アル場合ト雖敢テ之ヲ爲スベカラザルモノナルヲ以テ、上告人ノ前記主張事實ハ本件賣買ノ效力ヲ決スルニ付重要ナル先決事項ナリト謂ハザルベカラズ。

然ルニ原判決ハ本件賣買ガ上告人主張ノ如キ事實關係下ニ行ハレタルモノナリヤ否ヤヲ確定セズシテ、唯漫然ソハ總株主ノ同意ヲ得タルガ故ニ有效ナリトノミ説明シ去リ、之ニ基キ上告人ノ本訴請求ヲ排斥シタルハ畢竟審理不盡若ハ法則違背ノ不法アルモノニシテ、此ノ點ニ於テモ亦破毀ヲ免レザルモノトス」と謂ふのである。

要するに會社の營業上必要不可欠の全財産の讓渡は會社の目的たる事業の遂行と矛盾するものであるから、會社の解散を條件又は期限とする場合の外、株主總會の決議を以てしても無効である。との趣旨が本件營業權の一括讓渡の場合に關して引用せられたのである。

大審院は昭和六年十二月十七日の判例に於て「會社ハ定款ニ定メタル目的ノ範圍内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノナレバ、其ノ目的ノ範圍外ニ涉ル行爲ヲ爲ス能力ヲ有セザレドモ、定款ニ定メタル目的ノ範圍ハ之ニ記載シタル文言ニ抱泥シテ制限的ニ解釋スベキモノニ非ズシテ、其ノ記載文言ヨリ推理演繹シ得ベキ事項ヲモ包含スルモノト解ス

ベキノミナラズ、定款ニ具體的ニ記載シタル事業ヲ遂行スルニ必要ナル事項モ亦目的ノ範圍ニ屬スルモノトシテ之ヲ爲スノ能力ヲ有スルモノト謂ハザルベカラズ」と謂つてゐる様に、從來から、會社に付ても民法第四十三條の適用があつて、定款に定まつた目的の範圍内に於てのみ權利能力を有するものである、と解してゐるのであるから、目的たる事業の遂行と矛盾する營業權の一括讓渡の決議の如きは會社の解散を條件又は期限とするのでなければ無効であると結論するのは或は寧ろ當然の歸結であるのかも知れない。

◎自動車運輸事業に於ける

回数乗車券の性質

(昭和十三年(オ)第九二號
同十四年二月一日大審院判決)

回数乗車券を發行してゐた自動車運輸事業會社が任意解散をして事業を廢止してしまつた場合に、回数乗車券の所持人と會社との間には旅客運送契約の豫約が成立して居

り、此の豫約上の債務は債務者たる會社の責に歸すべき事由に因つて履行不能に陥つたのであるから、會社は右所持人に對して損害賠償の責任がある。との趣旨を説示した原審判決を破毀して、大審院は、

「回数乗車券へ運送業者ト公衆トノ間ニ他日成立スベキ運送契約ヲ豫想シ、其ノ乗車賃ノ前拂アリタルコトヲ證シ、即チ乗車賃ニ代用セラル、一種ノ票券ニシテ、之ガ發行ニヨリ其ノ所持人トノ間ニ旅客運送契約又ハ其ノ豫約成立スルモノニアラズ、右運送契約ハ唯公衆ガ乗車ノ都度、乗客ト運送業者トノ間ニ成立スルモノト解スルヲ相當トス」。従つて會社が回数乗車券發行後任意解散し營業を繼續せざることをなつた以上、特殊の事情存せざる限り券面に表示した前拂の賃金、は之を所持人に返還することを要する、けれども豫約の履行不能に因る損害賠償の責任あるものではない。と判示した。

回数乗車券は通常、運送契約上の又は其の豫約上の債權が化體した無記名證券であると考へられがちなのであるが

大審院は古くから之に反對し運送契約は乗車の際成立するものであるとして、其の證券的性質を否定し、回數乗車券の性質はあたかも郵便切手と同じ様なものであるとしてゐる。之は嘗て東京市電の往復券回數券に關して判示したところに顯はれて居り、其の判例（大正五年（オ）第九八九號、同六年二月三日判決）は交通企業に於ける運送契約と料金に關する種々の重要な法律の見解を含んでゐる。勿論自動車運輸事業に關しても参考となる點が少くないと思はれるから、以下之を掲記しよう。

「東京市内ニ於ケル電車ノ經營ハ一定ノ乗車賃ヲ以テ乗客ノ輸送ヲ目的トスル東京市ノ營利的事業ニシテ、其ノ設備ニ付キ多大ノ經費ヲ要スルト同時ニ乗客ノ輸送ニ因リテ市ノ所得ニ歸スル巨萬ノ金額ハ市ノ豐富ナル財源ヲ成スモノナレバ、市ト乗客トノ間ニ於テ遵守セラル、運送條件ハ市ノ財政ニ多大ノ影響ヲ及ボスヤ明カナリ。他方ニ於テ東京市内ニ於ケル電車ハ東京市内重要ノ交通機關ニシテ其經營ハ市ノ獨占ニ屬シ、之ヲ利用スル一般公衆ノ便宜ハ繫リテ

經營者タル市ノ施設如何ニ存スルヲ以テ、其運送條件ハ又常ニ公共ノ利益ト密接ノ關係ヲ有スルモノナルハ毫モ疑ヲ容レズ。茲ヲ以テ市財政ノ安固ヲ主眼トスル東京市ノ利害ト交通ノ便宜ヲ標的トスル公共ノ利害ヲ調和スルノ必要上電車線路、其運轉區域、運轉時間等運送契約ノ内容を爲スベキ主要ナル運送條件ハ常ニ必ズ監督官廳ノ認可ヲ經ルコトヲ要シ、其廢止變更モ亦同一ノ手續ヲ履マザルベカラズシテ、東京市ニ於テ隨意ニ之ガ設定改廢ヲ爲スコトヲ得ズ。故ニ普通ノ運送契約ニ在リテハ、運送者ノ義務ニ屬スル運送條件ハ一ニ契約當事者自由任意ノ協議ニ因リテ定マリ常ニ必ズシモ一定スルモノニアラズシテ、時ト場合ト相手方トニ依リ其内容ヲ異ニスルコトヲ妨ガザルニ反シ、市ト乗客トノ間ニ成立スル運送契約主要ノ條件ハ既ニ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルモノニ歸一確定シ、市ト乗客トノ間ニ於ケル簡別的契約ヲ以テ之ヲ動カスコトヲ得ズ、換言スレバ一般公衆ハ其何人タルヲ問ハズ乗車當時ニ監督官廳ノ認可セル運送條件ニ從ヒ乗車ヲ爲スノ便宜ヲ有スルト同時ニ

之ト異リタル條件殊ニ之レヨリモ優等ナル條件ヲ以テ乘車ヲ爲スノ權利ヲ取得スルコトヲ得ズ。故ニ後ニ至リ運送條件ガ監督官廳ノ認可ヲ經テ變更セラレタル場合ニ於テハ乘客ハ變更セラレタル條件ニ從ヒ乘車ヲ爲スコトヲ得ルニ止マリ既得ノ權利ヲ主張シ變更前ノ運送條件ニ從ヒ其輸送ヲ爲スベキコトヲ東京市ニ要求スルコトヲ得ザルモノトス。

市ノ義務ニ屬スル運送條件ニ付キ上來説明セル觀念ハ、乘客ノ義務ニ屬スル乘車賃ニ付キテモ亦之ヲ適用スベキ理由アリ、蓋乘車賃金率ノ確定、其増減變更モ亦市財政ノ安危ト公共ノ利害トニ重大ノ關係ヲ有スルヲ以テ、常ニ必ズ監督官廳ノ認可ヲ經ルコトヲ要シ、其額ハ各人ニ付キ同一ニシテ市ト乘客トノ間ノ箇別的隨意契約ニ因リ區々ニ定ムルコトヲ得ズ。一般公衆ハ乘車當時ニ於ケル規定ノ賃金以上ノ金額ヲ支拂フノ義務ナキト同時ニ、其以下ノ賃金ヲ以テ乘車スルノ特權ヲ有スルコトヲ得ザルモノトス。斯ノ如ク東京市内ニ於ケル電車ノ運送條件及ビ乘車賃ハ一定シ、當事者ノ意思ヲ以テ之ヲ動カスコトヲ得ザルト同時ニ、何

人ト雖モ乘車當時ニ於テ定マレル運送條件及ビ乘車賃ヲ以テ乘車ヲ爲スコトヲ得ルモノナレバ、市ト乘客トノ間ニ於ケル乘車契約ハ乘車ノ時ヲ以テ成立スルモノニシテ、市ハ其ノ當時ニ於テ實施セラレル運送條件ニ從ヒ乘客ヲ運送スル私法上ノ義務ヲ負擔スルト同時ニ、乘客モ亦其當時ニ於テ效力アル賃金率ニ從ヒ乘車賃ヲ支拂フ義務アルモノトス。故ニ現行ノ乘車賃金率ニ從ヒ數回分ノ電車賃金ヲ前拂シタル場合ト雖モ、他日監督官廳ノ認可ヲ經テ其率ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於テハ、賃金低減ノ場合ニ付キ其過拂金ノ返還ヲ要求スルノ權利ヲ失ハザルト同時ニ、其増額ノ場合ニ付増料金ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ズ。而シテ東京市ガ市會ノ決議ヲ經、内務大臣ノ認下ヲ得テ公布シタル告示第六十二號ノ電車乘車賃金表ヲ閱スルニ、其額一定シ、市ト乘客トノ間ノ隨意契約ヲ以テ之ヲ協定スルコトヲ許サズ。即チ普通乘車賃ニ在リテハ、片道券金四錢（外ニ通行税金一錢）、往復券八錢（同金二錢）、二十回券金八十錢（同金五錢）、三十四券金一圓二十錢（同金五錢）、五十回券金二

圓(同金五錢)ニシテ、普通乗客ノ支拂フベキ乗車賃ハ金四錢ナルコト、往復券及回数券ノ乗車賃金ハ其回数ノ運送ニ對シ之ヲ包括シテ特定メタル金額ニアラズシテ、一回ノ乗車賃四錢ヲ基礎トシ、之ヲ其回数ニ乗ジタルモノ、換言スレバ其金額ハ、一回四錢ノ割合ヲ以テ其回数ニ相當スル乗車賃ヲ計上シタルモノニ外ナラザルハ算數上明確ニシテ、東京市ノ發行スル總テノ往復券、回数券ハ右告示第六十二號ヲ以テ定メラレタル賃金表ニ基キ之ヲ作成シ、且之ニ適應スベク回数ニ相當スル紙片ヲ連接シタル票券ヲ其購買者ニ交付シ、之ト引換ニ賃金表指示ノ金額ヲ領收スルモノナルコトヲ知ルニ足ル。今該賃金表及ビ之ニ基キテ作成セラルル往復券及ビ回数券ニ付キテ審究スルニ、東京市ガ運送ノ對價トシテ乗客ヨリ受取ルベキ金額ハ毎回金四錢ニシテ、此金額不動ノモノナルコト、往復券、回数券ハ何レモ毎回四錢ノ乗車賃ヲ基礎トシ、其基本乗車賃ニ變更ナキコトヲ豫想シ、一般乗客ノ便宜ノ爲メニ數回分ヲ連接シテ之ヲ發行スルモノナルコトヲ認ムルヲ得ベシ。蓋シ往復券

回数券ヲ購買スル者ハ相當金額ヲ支拂ヒテ票券ヲ領收シ乘車ノ際其一片ヲ交付スルニ因リテ乘車ノ便宜ヲ得ベク、其紙片ヲ盡クシテ後止ムモノナレバ、結局毎回四錢ノ乗車賃ヲ支拂ヒタルト同一ノ結果ニ歸著スルモノニシテ、唯ダ數回分ヲ一括シ、乘車前ニ於テ乘車賃ヲ前拂スルノ不利アリト雖モ、往復券、回数券ノ購買ハ一面乘車都度片道券ト現金トヲ交換シテ乘車賃ノ支拂ヲ爲スノ煩累ヲ省キ、他面ニ於テ著シク通行稅ヲ節約スルノ利益アリテ、此利益ハ優ニ乗車賃ノ前拂ノ不利ヲ償フテ餘リアリ。東京市モ亦往復券回数券ヲ發行スルニ當リ、其回数ニ應ジテ一錢ヅツノ通行稅ヲ加算スルコトヲ要セズシテ、少額ノ税金ヲ計上スルノミヲ以テ足ル極メテ有利ナル權能ヲ利用シ是等ノ票券ヲ發行シ、一面公共ノ便利ヲ計ルト同時ニ市自身モ亦乘車前豫メ乗客ヨリ乘車賃ノ支拂ヲ受ケ、電車ノ經營上ニ於テ其收入ヲ促進シ其財政經濟ニ資スルノ利アリ往復券及ビ回数券ノ發行ハ全く此目的ニ出デタルモノト斷定スルヲ得ベシ。故ニ此解釋ニ依ルトキハ、往復券、回数券ノ發行ハ他日

ニ於ケル東京市ト乗客トノ運送契約ヲ豫想シ、之ヲ以テ乗車賃ノ支拂ニ充ツルノ目的ヲ以テ發行セラル、モノニシテ其票券ハ現行ノ乗車賃四錢ト通行税ヲ支拂ヒタルコトヲ證明シ、乗車賃ニ代用セラル、一種ノ票券ナリト解シテ相當トス。故ニ此票券ノ授受ニ因リ市ハ其所持人ニ對シテ運送義務ヲ負擔スルモノニアラズシテ、唯票券ヲ所持スル乗客ガ乗車ノ際票券ヲ提出スルニ於テハ、乗車賃金ニ代ヘテ之ヲ受領スルノ責務ヲ負擔スルニ過ギザルモノトス。若シ夫レ是等票券ヲ以テ一種ノ無記名證券ナリトシ之ヲ發行シタル東京市ヲシテ其所持人ニ對シ運送ノ義務ヲ負擔セシムベキモノト解釋スベキ問題ニ付キテハ、東京市ガ内務省ノ認可ヲ經テ告示シタル賃金表中此解釋ヲ是認スベキ何等ノ憑據ナク、此種ノ票券ヲ以テ無記名證券ト看做スベキ何等ノ法律ノ規定ナク、票券ノ内容モ亦往復券、回数券タルコトヲ表示スルニ止マリ、東京市ニ於テ運送義務ヲ負擔シタルコトヲ表示スベキ文言ノ記載アルコトナレバ、他ニ其無記名證券性ヲ肯定スベキ事由ノ存セザル限りハ、之ヲ否定ス

ルヲ相當トス。蓋シ東京市告示第六十二號ハ往復券、回数券ノ性質、形式ニ付キ一言スル所ナク、監督官廳タル内務省ハ電車賃金率ヲ認可スルニ當リ、東京市ニ對シ無記名證券タル往復券、回数券ノ發行ヲ認可シタルヤ否ヤハ稍ヤ疑問ニ屬スト雖モ、寧ロ之ヲ否定スベキ理由アリ。何トナレバ往復券、回数券ノ乗車賃金ハ告示第六十二號ニ示ス如ク乗車賃トシテ認可ヲ受ケ、而カモ其金額ハ一回ノ乗車賃四錢ヲ標準トシ毎回四錢ノ割合ヲ以テ其回数ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノニ過ギズシテ、其回数ノ運送ニ對シテ之ヲ包括シテ特ニ指定シタル金額ヲ往復券、回数券ノ發行價格トシテ認可ヲ經タルモノニアラザルヲ以テナリ。加之東京市ト乗客トノ間ノ運送契約ハ運送一回ニ付キ其賃金ヲ四錢トシ、内務省ノ認可ヲ受ケ、往復券回数券モ亦之ヲ基礎トシテ其賃金ヲ計上シタルモノナルコトハ前顯説明ノ如ク、普通乗客ハ乗車ノ際東京市ニ對シ常ニ必ズ四錢ノ乗車賃ヲ支拂フコトヲ要スルト同時ニ、此金額ヲ支拂フコトヲ以テ足ルモノニシテ、内務省ガ之ヲ認可シタルハ此金額ハ市ト

公共トノ利害ヲ調和スルニ必要ニシテ、且充分ナリト認メタルガ爲ニ外ナラズ。若シ夫レ往復券、回数券ノ授受ハ無記名證券發行ノ性質ヲ有スルモノト解センカ、他日市財政ノ必要上乗車賃ノ値上ノ必要ヲ認メ内務省ノ認可ヲ得タル場合ニ於テ、市ハ所要ノ金額ヲ得ルコトヲ得ズシテ、其財政上ニ於テ缺陷ヲ生ズルノ虞アルト同時ニ、一般公衆モ亦乗車賃低減ノ場合ニ於テ其利益ヲ享有スルコトヲ得ザルノ結果ヲ生ズベク、斯クテハ市財政ノ必要ト一般公共ノ利益ヲ斟酌シ乗車賃ノ増減ヲ行フ法規ノ精神ニ背戾スルモノト謂ハザルベカラズ。

故ニ東京市ガ内務省ノ認可ヲ得テ定メタル往復券、回数券ハ市ヲシテ將來ニ於テ運送義務ヲ負擔セシムベキ無記名證券ニアラズシテ、單ニ市ト公衆トノ間ニ於テ運送契約ノ成立スベキコトヲ豫想シ之ヲ乗車賃ニ充ツル爲メ便宜之ヲ作成スルモノナルコト、郵便切手ノ購買者ガ豫メ其購入シ置キタル切手ヲ郵便物ニ貼用シテ其料金ニ充ツルト同一般ナリト解スルヲ相當トス。且往復券ノ復券殊ニ回数券ガ取

引上ニ於テ融通性ヲ有スルコトハ毫モ其證券的性質ヲ肯定スルノ根據タルヲ得ズ。何トナレバ是等票券ハ從令其性質ニ於テ無記名證券ニアラザルモ、電車賃ニ代用セラレ、其所持人ハ乗車ノ際之ヲ車掌ニ交付スルニ因リテ電車賃ノ支拂ヲ免カルル以上ハ、其票券ハ一種ノ有價物トシテ賣買、讓與ノ目的タルヲ得ルコト郵便切手ニ於ケルト毫モ異ナル所ナキヲ以テナリ。故ニ當院ハ内務省ノ認可ヲ經タル東京市告示第六十二號ノ明文及ビ之ニ則リテ作成發行セラル、往復券回数券乗車券ノ性質ヨリ演繹シ其證券的性質ヲ否定スルト同時ニ、回数乗車券發賣ニ際シ市ト乘客トノ間ニ於ケル運送契約若ハ其豫約ノ存在ヲ否定シ、是等票券ヲ以テ乗車賃ニ代用セラレ、票券ナリト斷定スルモノナリ。從テ往復券、回数券ヲ購買シタル者及ビ其承繼人ハ乗車賃低減ノ場合ニ於テ過拂金トシテ差額ノ返還ヲ請求シ得ルト同時ニ其増額ノ場合ニ付キ其差額ヲ支拂フコトヲ要シ、乗車賃ヲ前拂シタルノ故ヲ以テ、其差額ヲ僥倖スルコトヲ得ザルモノトス。